

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	空き家古民家を活用した、ひとり親自立支援のためのシェアハウス事業
申請事業名(副)	なし

申請事業の種類1	①草の根活動支援事業
申請事業の種類2	①-1 全国ブロック
申請事業の種類3	
申請団体名	全国古民家再生協会

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	分野①	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
領域②	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	分野②	④ 働くことが困難な人への支援
領域③	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	分野③	⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
領域④	4) その他	分野④	

その他の解決すべき社会の課題	各地域で増加し続ける空き家課題の解決を図る。
----------------	------------------------

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	ひとり親、特に母子家庭の経済的・社会的処遇の差をなくすことに寄与する。
5.ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	ひとり親世帯（特に母子家庭）を対象に、自立していけるような環境を提供する。
11.都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	母子の住居に関して安心できる施設を提供することでゴール達成に貢献する。
12.持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	古民家を再利用・再活用することで、スクラップ&ビルドの考え方からの脱却を推進し、持続可能な自然資源の活用推進を目指す。
15.陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	古民家を活用することで、伐採される森林の減少を促進し、森林の持続可能な継続を目指す。

実施時期	2020年11月～2024年3月	直接的対象グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等について問題を抱えているひとり親世帯（1シェアハウスあたり平均4世帯入居、1世帯あたり親1名+子ども1～2名、事業を3～5件実施予定） ・事業関係者（実行団体の職員、空き家の改修・耐震にかかる業者、シェアハウス運営にかかる業者等） 	間接的対象グループ	上記以外のひとり親世帯、ひとり親についての支援団体、地方自治体（ひとり親家庭等日常生活支援や地域少子化対策重点推進交付金の促進が考えられる。）
対象地域	全国	人数	<p>対象人数は30人～50人程度 計算方法は以下の通り。（子どもの人数は平均で算出） 4世帯 × (1+1.5) 人 × 3～5事業 = 30人～50人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業関係者 1事業辺り15名程度 	人数	ひとり親世帯141.9万世帯のうちの住宅等について困窮している方

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的

全国古民家再生協会
長期にわたって循環利用ができる住宅の普及・拡大を目指す。伝統資財・古民家等の再生リサイクルに関する事業を行い、伝統的木材建築の実現に寄与し、消費者が安心して利用する事が出来る古民家等リフォーム事業の健全な発達を図ることを目的とする。また、現在、各地域がかかえる空き家についての問題を解決すべく、空き家の利活用や移築、空き家を発生抑制に向けた「住教育」等の取組も行っている。

(2)申請団体の概要・活動・業務

全国古民家再生協会
2015年3月20日設立。全国に67の支部を有し、古民家鑑定士・伝統再築士等の資格者で構成される団体。古民家の再生業務を行うため、インスペクションや耐震業務を推進し、古民家が日本の伝統・文化として未来に承継されるよう活動している。また、国土交通省から2018年に登録住宅リフォーム事業者団体への登録もされている。（登録事業者団体は全国で15団体のみ）

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要

社会課題として、ひとり親が子育てをしながらだと十分に仕事ができないということが考えられる。また、ひとり親の住宅確保のハードルが高くなりがちであることも課題。
特に居住弱者になりやすい母子家庭にとって、住宅の確保は喫緊の課題となる。母子の自立のためには、幅広く受け入れることができる住環境の整備は欠かすことができない。

また、各地域で増加し続ける空き家による人口減少・地域の価値の低下やスクラップ&ビルドで建物を立てては壊しの繰り返しによる環境破壊も現在考えられる社会課題の一つである。

(2)社会課題詳述

ひとり親家庭や離婚を考えている母子にとって住所を確保することが喫緊の課題である。住所を持つことができれば、こどもを保育園にも入れられない。保育園に入れられなければ、仕事をする事ができない。仮に住む場所が確保できても助けてくれる人はなく職種にも重い制限がのしかかる。こうしたジレンマに直面する可能性が非常に高いことが現在の社会課題である。そのため、私達は安定した住宅の確保を推進し、ひとり親の自立に向けた、サポートを行う必要があると考える。

全国ひとり親居住支援機構が運営する母子シェアハウスのポータルサイト「マザーポート」上でアンケート（回答数112）を取ったところ、84%の母子が不動産を借りる際に不利益をこうむった経験があると答えた。最もひどい事例だと、審査も通り契約前でひとり親であることを伝えたところ、入居を断られたケースもあった。このように、主に偏見による入居拒否は現在でも行われている。また、離婚前に専業主婦であったりパートタイムの仕事をしている場合、そもそも不動産の審査に通らないケースもある。母子の自立のためには、安全で安心して暮らすことのできる住環境があることが第一のステップであるが、居住確保のための制度や福祉は脆弱であると言わざるをえない。

また、少子高齢化が急激に加速する日本では、空き家問題が頻繁に起こっている。総務省発表（2018年10月）のデータでは空き家率は過去最大の数値となっており、現在も空き家の数は増え続けている。総務省の予想では2033年には空き家率は30.2%まで上昇するとされている。空き家をそのままにしておくと、倒壊や放火の恐れ、景観の悪化等の問題が生じることとなる。倒壊の恐れのある空き家については「空き家対策特別措置法」が施工され、自治体が解体を代執行することが出来るようになったものの、自治体の負担は重く、実際解体の行政代執行が行われた件数は多いとは言えない。この少子高齢化に伴う空き家増加問題は解決をしなければいけない大きな社会課題であると考えられる。

国交省が空き家対策に関するモデル事業を公募し、事業に対して助成する取組がある。当協会もモデル事業として数件認定を受けている。地方自治体も空き家問題に取り組みないといけないと考えてはいるものの、実際に空き家対策を具体的に講じられている自治体はまだ少ない。

ひとり親の居住支援に関しては、「母子生活支援施設」が挙げられるが、数が少ない・行動の制限を伴うことから母子から敬遠されることもあり、十分とは言えない。また、家賃扶助の点では、ひとり親に対する戦略的な住宅支援はほぼないと言うのが現状である。

(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況

全国古民家再生協会では環境問題に配慮し、古民家の流通・再生事業を行っている。また、空き家問題についても解決を図るべく、地域住民への住教育セミナーの実施や、シルバー人材と連携した住宅の簡易鑑定を行い、空き家の流通・解体を促進する活動を行っている。

全国ひとり親居住支援機構では、ひとり親向けのシェアハウスを紹介する「マザーポート」を運営している。そこでひとり親への住宅の紹介等を行い、自立に向けてのサポートを実施。また、シェアハウス立ち上げに関する助言等も積極的に行っている。

(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

少子高齢化に伴う人口減少による空き家の増加問題。また、十分ではないと言わざるを得ないひとり親の自立に対するサポート不足問題。この2つの社会的課題を解決することは、生活に難を抱えるひとり親を救うこと・地域活性化・地球環境保護といったSDGsのゴール達成にも貢献すると考えられる。また、休眠預金を使用し本事業を成功させ、モデル事業として各地に本事業が展開していくことで、悩みを抱える多くの人・地域、はたまた地球環境を救うことが出来ると考えており、国民の財産である休眠預金を活用して実施する意義が大いにあると考える。

Ⅲ.申請事業

(1)申請事業の概要	
<p>空き家古民家を活用したひとり親向けのシェアハウスを立ち上げ、運営を行い、ひとり親世帯の自立支援を行っていく。また、地域で空き家になった古民家を活用しシェアハウスを立ち上げることで、地域の空き家問題の解決・地域の活性化につながるよう事業を展開していく。実行団体への伴走支援として、全国古民家再生協会が空き家古民家の情報収集・地域との連携・改修・耐震工事のサポートを行っていき、全国ひとり親居住支援機構がシェアハウスの入居者募集・サポート・自立支援へ取組を行うアドバイザーとし事業に参画する。</p> <p>出口戦略として、本事業が休眠預金を活用せずとも将来的に継続して行われる仕組みづくりとして、【企業版 ふるさと納税】を活用することを視野に入れている。全国古民家再生協会はJTBグループと包括連携協定を結んでおり、JTBグループが展開する【ふるさとコネクト】を活用し、企業から地域への寄付を募り、その資金で本事業をモデルケースとした事業が継続して行われることを目指している。</p>	

(2)インプット							
資金	①事業費 (自己資金含む)	内訳：実行団体への 助成金等充当額	管理的経費	②プログラム・オフィサー関連経費	③評価関連経費	④助成金申請額	⑤補助率
	¥45,000,000	¥39,000,000	¥6,000,000	¥15,500,000	¥1,800,000	¥53,700,000	80.0

(3)活動(資金支援)		時期
事業活動 0年目	該当なし	該当なし
事業活動 1年目	空き家の賃貸借に係る費用等の助成、改修工事等に係る費用の助成	2021年4～
事業活動 2年目	シェアハウスに関する情報発信に係る助成	2022年4月～
事業活動 3年目	ひとり親シェアハウスの運営にかかる助成	2023年4月～

(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))		時期
事業活動 0年目	実行団体公募実施・決定。実行団体向けオンライン説明会実施。シェアハウスに適した空き家古民家の選定	2020年11月から2021年3月末まで
事業活動 1年目	実行団体の組織体制構築のサポート、ひとり親シェアハウス運営にあたってのサポート、古民家改修に関するサポート、評価のサポート	2021年4月～
事業活動 2年目	ひとり親シェアハウス運営にあたってのサポート、古民家改修に関するサポート、評価のサポート	特段定めなし
事業活動 3年目	ひとり親シェアハウス運営にあたってのサポート、助成事業終了後における事業の今後の展開のサポート、評価のサポート	特段定めなし

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
事業実施地域において、空き家古民家を改修し、ひとり親シェアハウス事業の活動結果により、シェアハウスを運営する事業者がシェアハウスの運営についてのノウハウを得ることができる。	全国で3～5案件の空き家古民家を改修し、ひとり親のシェアハウスとして、1事業につき4組程度の親子を入居、サポートする。	全国3～5自治体と空き家情報、セーフティネット住宅のサポート情報等を連携して、最大限効果あるサポート体制を構築する。	全国3～5地域で「空き家古民家再生・利活用したひとり親向けシェアハウス」を運営し、そのノウハウを活かした活動を全国各地で展開する。	本助成事業終了である 2024年3月まで
全国900万棟に迫る「空き家・(古民家)」の再生・利活用のより「地域活性化」の寄与する。	「空き家(古民家)」を再生し、シェアハウス等で利活用できることを、自治体並びに地域に知って頂くことで、地域活性化の足掛かりとする。またその支援団体を増やしていくことにも寄与する。	自治体・古民家再生協会と連携した「持続化可能な循環型建築」である地域の空き家(古民家)の活用の理解を深め、地域貢献(ひとり親シェアハウスはその有効な手段である)、賃貸借もしくは売却頂けることを推進する。	シェアハウスとして活用される空き家(古民家)の活用事例を周辺自治体にも周知する活動を推進し、「ひとり親問題」「空き家問題」の解決を1実行団体地域から5自治体程度に広めていけるよう活動する。	本助成事業終了である 2024年3月まで
日本のひとり親世帯の貧困レベルは「先進国で突出」している。約142万の「ひとり親世帯」の9割近くが母子世帯(シングルマザー)となっており、その精神的サポートをしていく。	全国ひとり親居住支援機構では、本事業を通して「シングルマザーの相談窓口」となり、シングルマザーが子育てを安心して行うことができる環境整備を行う。	ひとり親シェアハウスの入居者募集に関して、自治体と連携して全国ひとり親居住支援機構の専門家によるその精神的ケアを行う。	実行団体の自治体だけでなく、周辺5自治体程度と連携してで専門家による精神的ケアを行える窓口を設置する。	本助成事業終了である 2024年3月まで
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
全国3～5実行団体が自立した「空き家古民家再生・利活用したひとり親向けシェアハウス」のノウハウを付け、国・自治体を巻き込んだ「空き家」「ひとり親」の課題解決を目指す。	全国3～5自治体で「空き家古民家再生・利活用したひとり親向けシェアハウス」が運営されることで、そのノウハウを公開し、全国自治体と連携して「空き家古民家再生・利活用したひとり親向けシェアハウス」を展開する。	自治体と連携し「空き家情報、セーフティネット住宅のサポート情報等」を把握する。	全国3～5自治体で「12組～20組」の困っているひとり親の住宅解決がなされ、自治体との連携でそれが全国に発信されることで、全国141,9万世帯のひとり親世帯の助けになるよう活動を強めていく。	本助成事業終了である 2024年3月まで
空き家（古民家）を再生・活用した「ひとり親シェアハウス」をひとつのきっかけと、自治体と共に「空き家バンク」と連携して「空き家課題解決」に努める。	古民家再生協会の運営する「空き家課題トータルコンサルタント」の資格試験、「住教育カード」などを使って、実行団体の地域自治体と連携して「空き家課題解決」を推進する。	実行団体の地域自治体と連携して、「空き家バンク」協力の下、「空き家課題トータルコンサルタント」「住教育カード」を推進する。	空き家の発生抑制、再生、利活用、危険空き家の解体を推進し、地域活性化の一助となり、その事例を周辺5自治体程度に拡大していく。	本助成事業終了である 2024年3月まで
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(7)中長期アウトカム
事業終了後全国3～5実行団体地域でのにおいて「空き家古民家を活用した、ひとり親自立支援のためのシェアハウス事業」が自走できる体制となり、5年後には全国各地で「空き家古民家再生・利活用したひとり親向けシェアハウス」は運営され「空き家課題解決」と「ひとり親向けシェアハウス」が多く提供され、セフティーネットのある地域や社会になる。

IV.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～5団体
(2)実行団体のイメージ	本事業の意義をしっかりと理解し、また休眠預金が国民の財産であり、しっかりと国民へ事業を通して還元されなければならないということを理解している団体。また、古民家の改修・耐震工事を行うため、建築に関する一定のスキルをもった団体を実行団体としてはイメージしている。
(3)1実行団体当り助成金額	ひとり親シェアハウスを立ち上げ・運営するに当たり、物件の場所・広さ、また古民家の改修がどれだけ必要かで助成の金額が変動することは想定している。地域での賃料相場、改修に必要な金額等を事前に調査することで助成額を決定していきたい。
(4)助成金の分配方法	助成金の分配については、シェアハウス立ち上げを行う地域や物件の大きさ、改修の必要度合いに応じて、適正な金額を助成することを検討している。そのため、実行団体によって助成金額は異なるが、実行団体間で不公平な助成にならないようしっかりと適正な助成額を算出することとする。算出にあたっては、物件の価格や賃料相場、築年数や改修の必要度から総合的に判断し助成するものとする。
(5)案件発掘の工夫	当団体のホームページで実行団体の募集を告知。全国（仙台・東京・名古屋・大阪・福岡）にて三密回避を考慮した形での説明会を実施。自治体へのお声掛けもして本事業の意義を広く伝えていく。空き家問題やひとり親世帯への課題に興味のある団体からの応募に期待する。また、全国古民家再生協会は各地の地方自治体と数多く連携協定を結んでいるため、自治体からも実行団体の募集を周知してもらうことで、本事業に関心のある、志を持った団体の発掘を行う計画である。

V.評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	2021年03月	2022年02月	2023年02月
実施体制	全国3～5実行団体を選定し「空き家古民家を活用した、ひとり親自立支援のためのシェアハウス事業」のスタート準備を完了する。ハード（全国古民家再生協会）とソフト（全国ひとり親居住支援機構）を担当し、外部専門家を含めて事前事業評価を行う	全国3～5実行団体による「空き家古民家を活用した、ひとり親自立支援のためのシェアハウス事業」のハード整備状況と、その運営を行う事前体制を該当自治体も参加して頂く形で評価を行し、特に運営体制に関して「全国ひとり親居住支援機構」にてしっかりサポートを行う	全国3～5実行団体による「空き家古民家を活用した、ひとり親自立支援のためのシェアハウス事業」が自走できる体制になっているかの評価を行う。もしその体制が整っていなければ引き続き「全国古民家再生協会」と「全国ひとり親居住支援機構」がサポートをしていく。またその事例を評価して、全国でノウハウ公開をおこなっていく。
必要な調査	アンケート調査;関係者へのインタビュー	アンケート調査;関係者へのインタビュー	アンケート調査;関係者へのインタビュー
外部委託内容	アンケート調査;定量データの収集	アンケート調査;定量データの収集	アンケート調査;定量データの収集

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	<p>全国古民家再生協会と全国ひとり親居住支援機構がコンソーシアムとして事業を実施していく。空き家古民家の情報収集・改修工事・耐震・地域との連携促進等については全国古民家再生協会が、ひとり親シェアハウスにかかる助言や入居者サポート等については全国ひとり親居住支援機構が実行団体の伴走者となるべく事業を実施していく。</p> <p>外部協力者として、JTBグループ・監査法人トーマツ・翼法律事務所を専門分野の相談役として設置。</p>
(2)コンソーシアム利用有無	コンソーシアムで申請する
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	<p>全国古民家再生協会 空き家古民家の情報収集、地域との連携推進、空き家古民家の改修および耐震工事のアドバイザーを担う。</p> <p>全国ひとり親居住支援機構 ひとり親シェアハウスの情報展開・入居者サポート・自立支援についてのアドバイザーを担う。</p> <p>実行団体の体制構築については外部協力者である監査法人トーマツへも協力いただき、強固な体制作りを行っていく。</p>
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	各団体ともに、自団体の規定集を遵守することはもちろん、万が一、不正や利益相反の恐れがある場合には内部通報制度の利用を徹底することでコンプライアンス体制・ガバナンス体制の維持に努める。また、体制の見直しや変更については外部協力者である監査法人トーマツの協力を得ながら、強固な体制づくりを行っていく。
(5)リスク管理	<p>実行団体の選定に際し不正行為等があった場合には、事実確認を両者で行った上、不正が認められる場合には、事業助成を行わない等の厳格な対応を実施。助成金の使用用途についても適正に使用されているかを管理し、不適切であると判断した場合には、助成額を減額や、助成を行わない等の処置を行う。</p> <p>実行団体とのトラブルについては、協議を行い方針を決定していくが、協議を行っても方針が定まらない場合には外部有識者からの指導を持って方針を決定することとする。</p>

VII.出口戦略と持続可能性

(1)資金分配団体	<p>事業期間終了後、休眠預金へ依存せず自走化させる戦力として、【企業版ふるさと納税】を使用する。現在、多くの企業がSDG'sに貢献したいと興味を持っている。全国古民家再生協会はJTBグループと包括連携協定を結んでおり、JTBグループが展開する「ふるさとコネクト」を活用し、事業を実施したい地域に寄付を募るスキームを保有している。このスキームを活用することで、企業はSDG'sのゴール達成に貢献し、地域は関係人口が増加し活性化することができ、シェアハウス事業を通してひとり親世帯の自立をサポートすることが出来る。</p>
(2)実行団体	<p>事業期間内に立ち上げたひとり親シェアハウスの運営を行うことで、休眠預金に依存せずに自走する仕組みづくりは構築できると考えている。また、資金調達についても上述の【企業版ふるさと納税】が活用できると思慮。本事業を推進することは社会課題であるひとり親世帯の問題、地域での空き家問題の解決につながるため、企業からの寄付も募りやすいと思慮している。</p> <p>また、現在国土交通省が行っている住宅セーフティネットへの取組が拡大することで、ひとり親シェアハウス住宅への助成が行われることも考えられ、これらの資金を活用して事業を継続していくことが出来る可能性は非常に高いと考えている。</p>

VIII.広報、外部との対話・連携戦略

(1)広報戦略

全国古民家再生協会が発行する広報誌「じゃぼとら」をメインの広告媒体として活用する。「じゃぼとら」は毎月発行される広報誌であり、全国古民家再生協会の各地の支部が行政へ毎月配布するなど、幅広い周知効果が望める広告媒体である。その「じゃぼとら」へ事業内容やその成果を掲載することで、各地域の行政が興味を持ち、本事業の取組に賛同してくれることを期待している。

(2)外部との対話・連携戦略

資金分配団体・実行団体のコンプライアンス・ガバナンス体制については監査法人トーマツと連携を行い、随時強化していくことを予定している。また、JTBグループにも本事業の出口戦略に参画してもらい、自走化のためのスキームの一部を担っていただくこととなっている。その他、実行団体が事業を行う地域の行政等も巻き込んで、本事業を推進していくことを計画している。

IX.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果

【全国古民家再生協会にて取り組んだ実績（休眠預金を活用したものではない）】

大工育成事業（国土交通省）

平成30年から令和2年度の3年間、大工育成事業を当協会にて一括採択を受け各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施を行っている。

令和2年度木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業（うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業）

※50事業者予定（1200万円）

令和元年度地域に根差した木造住宅施工技術体制整備事業

※7事業者（700万円）

平成30年度地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業

※15事業者（497万円）

空き家対策事業（国土交通省）

令和元年度、空き家対策事業を当協会にて一括採択を受け、各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施をおこなった。

令和元年度空き家対策の担い手・連携モデル事業

※8事業者（490万円）

地域型住宅グリーン化事業（国土交通省）

平成29年から令和2年度の4年間、地域型住宅グリーン化事業を当協会にて一括採択を受け各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施を行っている。

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業

令和元年度 地域型住宅グリーン化事業

平成30年度地域型住宅グリーン化事業

平成29年度地域型住宅グリーン化事業

その他

平成28年度ロボット導入実証事業（一般社団法人日本ロボット工業会）

神奈川県藤沢市にて、空き家を活用した母子シェアハウス事業に取り組んだ経緯あり

（国土交通省のモデル事業として、現在2年目を迎えている。）

【全国ひとり親居住支援機構が取り組んだ実績】

母子シェアハウスポータルサイト「マザーポート」を運営

母子シェアハウスの設備やルール作り、入居者管理・募集等を行ってきた経緯がある。

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

地域の空き家件数については総務省が調査を行い、空き家件数・空き家率の調査を行っている。空き家増加を防ぐため、国土交通省が空き家対策についてのモデル事業を実施。当協会もモデル事業として数件認定されており、空き家を活用した学生向けアパートの建設事業や、空き家を未然に抑制するための「住教育」を行うといった事業事例がある。全国古民家再生協会は全国の支部がその地域と連携協定を結ぶべく、連携促進のフォローも行っており、各地域の自治体と全国古民家再生協会の支部の多くが連携を結んでいるという実績がある。また、空き家を活用するため過去にはドコモや近畿日本ツーリスト・日本ファームステイ協会・日本テレワーク協会等と多くマッチングして事業を推進している。

2019年の立ち上げより、新規のひとり親シェアハウスが5件立ち上がり、NPOに加盟。2020年7月時点で10件のひとり親シェアハウスの立ち上げ相談を受け、継続的に助言を続けている。住宅セーフティネット法にひとり親シェアハウスが想定されていなかったことから、横浜市、神奈川県にひとり親シェアハウスも含めるよう提言。2020年6月に横浜市が緩和。2021年4月に神奈川県が緩和をする予定。

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	NPO法人全国ひとり親居住支援機構とは、令和元年10月1日から包括連携協定を結び、母子シェアハウス事業に取り組んでいる。
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	該当なし
(3)イノベーション企画支援事業	該当なし
(4)災害支援事業	該当なし

以 上